

次世代空モビリティの産業発展に向けた連携協定書

公益財団法人南信州・飯田産業センター（以下「甲」という。）及び公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構福島ロボットテストフィールド（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携し、両者が保有する知見やノウハウ、甲が管理運営するエス・バード及び乙が管理する福島ロボットテストフィールドの活用により、次世代モビリティの産業発展を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条に定める目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、取り組むものとする。

- (1) 次世代モビリティ関連事業者に対する試験環境の提供及び試験・評価の支援に関すること
- (2) 次世代モビリティ関連事業者の技術力向上の支援に関すること
- (3) 次世代モビリティの開発促進に向けた試験環境、試験方法・評価及び人材育成の調査・研究に関すること
- (4) 事業者間の交流促進に関すること
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

2 前項に掲げる事項を効果的かつ効率的に実施するため、甲及び乙は定期的に連絡会を開催するものとする。

3 第1項に掲げる事項について細部事項を定める必要がある場合は、甲乙の間で別途協議するものとする。

（費用）

第3条 本協定は、甲、乙に財務的義務を生じさせるものではない。

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、本協定の実施に際して取得した情報、資料等を第1条に掲げる目的以外の目的で利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ甲乙協議の上、合意した場合は、この限りではない。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1月前までに、甲又は乙から改廃の申入れがない場合には、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協定の変更）

第6条 甲又は乙から、協定内容の変更の申出があった場合は、甲乙協議の上、協定内容を変更することができる。

(協定の解除)

第7条 甲又は乙から、協定の解除の申出があった場合は、甲乙協議の上、協定を解除することができる。

2 第1項の規定により協定が解除された後も、第4条の規定は引き続き効力を有するものとする。

(確認事項)

第8条 甲及び乙は、本協定の締結が、第2条に掲げる連携事項について、本協定の相手方以外の者と別に連携することを妨げるものではないことを確認する。

(協議事項)

第9条 本協定に定めるもののほか、本協定の運用に関して疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年11月1日

甲 長野県飯田市座光寺3349番地1

公益財団法人南信州・飯田産業センター

理事長

佐藤 健



乙 福島県南相馬市原町区萱浜字新赤沼83番

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構

福島ロボットテストフィールド

所長

鈴木 夏二

